

株主の皆様へ

石川県白山市下柏野町153番地

EIZO株式会社

代表取締役社長 実 盛 祥 隆

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、後述のご案内に従って平成25年6月20日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 石川県白山市古城町1番地
白山市松任学習センター1階 コンサートホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 当社株式の大量取得行為への対応方針承認の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権の行使

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧の上、平成25年6月20日（木曜日）午後5時15分までに賛否をご登録ください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.eizo.co.jp/ir/invitation/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.eizo.co.jp/ir/invitation/index.html>）に掲載させていただきます。

◎本総会終了後、株主の皆様の本社に対するご理解をより深めていただきたく、懇談会を開催いたしますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによっても可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

ウェブ行使

※バーコード読み機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード<sup>®</sup>」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成25年6月20日（木曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様ご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切に保管してください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

#### (1) パソコン用サイトによる場合

- ① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- ② 次のアプリケーションをインストールしていること。

イ. ウェブブラウザとしてVer. 5.01 SP2以降のMicrosoft<sup>®</sup> Internet Explorer

ロ. PDFファイルブラウザとしてVer. 4.0以降のAdobe<sup>®</sup> Acrobat<sup>®</sup> Reader<sup>™</sup>、又はVer. 6.0以降のAdobe<sup>®</sup> Reader<sup>®</sup>

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe<sup>®</sup> Acrobat<sup>®</sup> Reader<sup>™</sup>及びAdobe<sup>®</sup> Reader<sup>®</sup>は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページから無償で配布されています。

#### (2) 携帯電話端末サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 ☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

#### ① 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

#### ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 ☎ 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(自 平成24年4月1日)  
(至 平成25年3月31日)

## 1. 企業集団の現況

この度、当社は平成25年4月1日をもちまして、社名を株式会社ナナオからEIZO株式会社へ変更いたしました。社名をブランド名「EIZO」に一致させることにより、グローバル市場における顧客及び投資家の認知度を更に高め、グループ一体として競争力の強化と事業の成長を図り、企業価値の向上に繋げてまいります。

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、欧州においては金融の危機的な状況は脱しつつあるものの、債務問題の広がりを回避するための緊縮財政等により景気の低迷が続きました。

日本経済においては、昨年末からの経済政策等により株価や景況感の改善及び円高の是正が見られましたが、実体経済には顕著な改善は見られず、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの属するモニター関連市場は、顧客のニーズに対応するための多機能化や環境に対する意識の高まりが見られましたが、価格については厳しい状況が続きました。また、昨今のタブレットの利用によるモニターの代用が急速に進む中、製品の一層の差別化も必要とされております。

こうした中、当社グループは市場のニーズに対応した製品の開発を積極的に推進するとともに、生産や販売の体制を強化してまいりました。

特に主要な市場である欧州においては、前連結会計年度に設立した販売子会社EIZO Europe GmbHが本格的な営業を開始し、市場における変化や多様化にメーカーとしての的確に対応し、販売の拡大・強化に努めてまいりました。

費用の面においては、業務の効率化を通じて経費の削減を徹底する一方で、研究開発活動への投資を継続的に行う等、事業活動の拡大・強化を図ってまいりました。

当連結会計年度における全体の売上高は、58,270百万円（前期比2.2%減）となりました。品目別の売上は次のとおりであります。

### 【コンピュータ用モニター】

売上高は30,690百万円（前期比2.9%減）となりました。

景気の低迷や欧州の財政不安に起因する需要の停滞に加え、欧州の主要な代理店であったAvnet社からEIZO Europe GmbHに販売業務を移管するにあたり、同社が営業を開始する昨年7月まで本格的な販売ができなかったこと、及びAvnet社との販売代理店契約の解消に伴い、同社の保有していた在庫の買戻しを返品処理としたことが売上高減少の要因となっております。

なお、下期以降については、EIZO Europe GmbHが本格的に営業を開始し販売の拡大に努めたこと、及び国内における販売が好調であったことにより、コンピュータ用モニターの当連結会計年度下期の売上高は前連結会計年度下期を上回ることができました。

製品の開発においては、新しい市場のニーズに対応した製品をいち早く投入できるよう努めてまいりました。具体的には、汎用モニターでは、疲れ目の軽減などエルゴノミクス機能を強化した製品を、医療市場向けモニターでは、LEDバックライトの搭載による長寿命化と低消費電力化を強化した製品を、また産業市場向けモニターについては、セキュリティ等の警備用途向け製品の充実を図るとともに各種産業用途のモニターの開発を手がけてまいりました。

### 【アミューズメント用モニター】

売上高は18,074百万円（前期比12.0%減）となりました。

アミューズメント用モニターは新機種投入時期により各期の売上高が左右される特性があります。前連結会計年度に比べ新機種の販売が減少したことから、売上高が減少しました。

### 【その他】

売上高は9,505百万円（前期比28.4%増）となりました。

ソフトウェア受託開発や各種周辺機器の売上が好調であったこと等によります。

営業利益は2,056百万円（前期比53.3%減）となりました。上記要因による減収により売上総利益が減少したことに加え、ドイツ、イギリスに設立した販売子会社の本格稼働に伴う諸費用の増加や、広告宣伝活動を積極的に実施したこと等により販売費及び一般管理費が増加したこと等によります。

また、円安の進行による為替差益を計上したこと等により経常利益は3,101百万円（同30.8%減）、厚生施設に係る減損損失の計上等により当期純利益は1,598百万円（同2.4%減）となりました。

品目別売上高（連結）

| 区 分           | 第45期<br>平成23年度<br>(前連結会計年度) |       | 第46期<br>平成24年度<br>(当連結会計年度) |       | 増減<br>(△は減)<br>百万円 |
|---------------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|--------------------|
|               | 百万円                         | %     | 百万円                         | %     |                    |
| コンピュータ用モニター   | 31,611                      | 53.1  | 30,690                      | 52.7  | △920               |
| アミューズメント用モニター | 20,545                      | 34.5  | 18,074                      | 31.0  | △2,470             |
| そ の 他         | 7,402                       | 12.4  | 9,505                       | 16.3  | 2,102              |
| 合 計           | 59,559                      | 100.0 | 58,270                      | 100.0 | △1,289             |

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、研究開発体制及び生産体制の充実・強化を中心として、総額2,115百万円の設備投資を行いました。

内訳としては、機能的・効率的な研究開発環境の構築を目的とした研究開発用設備等に838百万円、生産能力の増強、効率的な生産体制構築を目的とした生産用設備等に31百万円、金型等に507百万円、その他事業活動効率の向上のための開発ツールや設備等に737百万円を投資しました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 第43期<br>平成21年度 | 第44期<br>平成22年度 | 第45期<br>平成23年度 | 第46期<br>平成24年度<br>(当連結会計年度) |
|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
|            | 百万円            | 百万円            | 百万円            | 百万円                         |
| 売 上 高      | 77,525         | 65,204         | 59,559         | 58,270                      |
| 経 常 利 益    | 9,088          | 5,258          | 4,479          | 3,101                       |
| 当 期 純 利 益  | 4,928          | 3,547          | 1,636          | 1,598                       |
| 1株当たり当期純利益 | 220円79銭        | 158円93銭        | 74円08銭         | 74円96銭                      |
| 総 資 産      | 75,369         | 77,432         | 77,032         | 79,367                      |
| 純 資 産      | 56,484         | 59,210         | 57,678         | 61,431                      |
| 1株当たり純資産額  | 2,530円52銭      | 2,652円64銭      | 2,705円24銭      | 2,881円26銭                   |

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金       | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                            |
|---------------------|-------------|-----------|------------------------------------------|
|                     | 百万円         | %         |                                          |
| EIZOエムエス㈱ (注)       | 85          | 100.0     | コンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の組立、電子回路基板等の製造 |
| アイレムソフトウェアエンジニアリング㈱ | 30          | 100.0     | アミューズメントソフト等の開発・製造・販売                    |
| EIZO Inc. (注)       | US\$10,000千 | 100.0     | コンピュータ用モニター等の販売                          |
| EIZO GmbH           | EUR500千     | 100.0     | 医用画像表示用モニター等の開発・製造・販売                    |
| EIZO Europe GmbH    | EUR25千      | 100.0     | コンピュータ用モニター等の販売                          |
| 艺卓卓像技術(苏州)有限公司      | US\$9,000千  | 100.0     | コンピュータ用モニター等の開発・製造・販売                    |

(注) 当社の社名変更に伴い、以下のとおり社名を変更しております。

| 新 社 名     | 旧 社 名                        |
|-----------|------------------------------|
| EIZOエムエス㈱ | エイゾーナオエムエス㈱                  |
| EIZO Inc. | Eizo Nanao Technologies Inc. |

#### (4) 対処すべき課題

当社は顧客満足度の高い商品を提供するとともに当社の優位性を確立するため、次のような課題に取り組んでおります。

##### ① 製品開発の強化

コンピュータ用モニターについては、最新のデバイスを使用した高品位・高品質のモニターを開発し、圧倒的な差別化を図るよう努めております。また、市場ニーズを満たすため、商品企画のスピードアップに注力するとともに、新技術の開発、システムソリューションによる付加価値の創出及び開発期間の短縮や開発効率の一層の改善を進めてまいります。

アミューズメント用モニターについては、市場環境や競争は更に厳しくなっており、顧客ニーズを満たす製品の企画力及びソフトウェアを短期間で制作する能力が求められています。当社グループとしましては、ハードウェアの機能進化を追求しつつ、ソフトウェアの技術力及び開発力の強化を図り対処してまいります。特にソフトウェア開発につきましては、企画力を強化するとともに、開発プロセスの効率化、開発スピードの向上及び品質管理の強化を推進してまいります。

また、開発・生産機能を持つ海外グループ会社との間で、商品の共同開発、デバイスの共同購入、生産の効率化等のシナジーを活かした事業経営を進めてまいります。

##### ② 顧客満足度の向上

当社は、顧客の視点に立ったマーケティング・商品企画力を更に強化し、顧客ニーズをいち早く取込んだ製品や市場の期待を超える先進的な製品の開発に取り組んでおります。それとともに、当社グループの総合力を活かしたサービス体制の充実やソリューション提案を行い、顧客満足を得られるように努めてまいります。

また、海外グループ会社を含めたグローバルなアフターサービス体制を構築し、カスタマーサポートを強化してまいります。

##### ③ より強いビジネスモデルの確立

当社では、これまで金融機関、医療、グラフィックス等の特定市場でのビジネス用途やプロユース向けを中心に製品開発を行い、高い評価を得てまいりました。今後とも、これまでモニターの開発で培ってきた技術力、開発力を活かし、各市場のニーズに適したモニターの開発を進め、製品の裾野を広

げつつ、事業領域の拡大も進めてまいります。

当社グループの海外の開発・製造・販売拠点とのシナジーを発揮しながら、グローバルな総合力を活かして市場のニーズに応え、製品ラインナップの充実及び製品シェアの拡大に努めてまいります。

今後とも当社の持つコア技術を強化するとともに、既存事業を強化することにより新しい事業を創出してまいります。また、既存事業と強いシナジーを発揮できる事業の創出を図るため、必要に応じM&Aも検討いたします。

#### (5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・製造し、国内外へ販売しております。

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

##### ① 当社の主要拠点

| 名 称   | 所在地                           |
|-------|-------------------------------|
| 本 社   | 石川県白山市                        |
| 工 場   | 石川県白山市                        |
| 営 業 所 | 東京、大阪、名古屋、福岡、仙台、広島、北陸（石川県白山市） |

（注）平成25年5月8日付で札幌営業所を新設しております。

##### ② 主要な子会社

| 区 分 | 名 称                 | 所在地                      |
|-----|---------------------|--------------------------|
| 国 内 | EIZOエムエス㈱（注）        | 石川県羽咋市、石川県七尾市            |
|     | アイレムソフトウェアエンジニアリング㈱ | 東京都千代田区、石川県白山市、大阪府大阪市    |
| 海 外 | EIZO Inc.（注）        | Cypress, CA, U. S. A.    |
|     | EIZO GmbH           | Karlsruhe, Germany       |
|     | EIZO Europe GmbH    | Mönchengladbach, Germany |
|     | 艺卓显像技术（苏州）有限公司      | 中国江蘇省蘇州市                 |

（注）当社の社名変更に伴い、以下のとおり社名を変更しております。

| 新 社 名     | 旧 社 名                        |
|-----------|------------------------------|
| EIZOエムエス㈱ | エイゾーナナオエムエス㈱                 |
| EIZO Inc. | Eizo Nanao Technologies Inc. |

(7) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 使用人数          | 前連結会計年度末比増減（△は減） |
| 1,637 [307] 名 | 84 [△10] 名       |

(注) 使用人数は就業員数であり、[ ]内に当連結会計年度における臨時使用人（契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員）数の平均雇用人員を外書きで記載していません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減（△は減） | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|----------------|-------|--------|
| 712 [81] 名 | △9 [△6] 名      | 37.6歳 | 14.3年  |

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、[ ]内に当事業年度における臨時使用人（契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員）数の平均雇用人員を外書きで記載していません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,731,166株（うち自己株式1,410,166株）
- ③ 株主数 11,440名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                                   | 持株数     | 持株比率  |
|-------------------------------------------------------|---------|-------|
| いちごトラスト                                               | 2,083千株 | 9.77% |
| 村田ヒロシ                                                 | 681     | 3.20  |
| 村田直樹                                                  | 675     | 3.17  |
| 野村信託銀行株式会社<br>(信託口2052122)                            | 675     | 3.17  |
| 高嶋哲                                                   | 672     | 3.16  |
| 株式会社北國銀行                                              | 664     | 3.12  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)<br>SUB A/C AMERICAN CLIENTS | 656     | 3.08  |
| 株式会社北陸銀行                                              | 594     | 2.79  |
| 株式会社ヒロアキコーポレーション                                      | 567     | 2.66  |
| 株式会社ハヅキコーポレーション                                       | 567     | 2.66  |

(注) 1. 当社は、自己株式を1,410,166株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第3位を四捨五入しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          |
|----------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 実盛祥隆 | EIZOエムエス株式会社代表取締役社長<br>アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社代表取締役社長<br>EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長<br>EIZO Inc. Director, Chairman<br>EIZO Nordic AB Director<br>EIZO AG Präsident<br>EIZO Europe GmbH President & CEO |
| 代表取締役副社長 | 田邊 農 | 最高財務責任者<br>EIZOエンジニアリング株式会社代表取締役社長<br>EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長<br>EIZO Inc. Director                                                                                                                    |
| 取締役      | 前田一哉 | 常務執行役員<br>開発担当<br>技術仕様管理部長                                                                                                                                                                            |
| 取締役      | 小野正貴 | 常務執行役員<br>アミューズメント事業担当<br>アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社常務取締役                                                                                                                                                 |
| 取締役      | 村井雄一 | 常務執行役員<br>総務部長<br>人事部長                                                                                                                                                                                |
| 取締役      | 志村和秀 | 執行役員<br>企画部長<br>海外営業部長<br>産業モニター事業推進部長<br>艺卓显像技术（苏州）有限公司董事                                                                                                                                            |
| 取締役      | 鈴木正晃 |                                                                                                                                                                                                       |
| 常勤監査役    | 上野英一 |                                                                                                                                                                                                       |
| 監査役      | 谷保修二 |                                                                                                                                                                                                       |
| 監査役      | 井上純  |                                                                                                                                                                                                       |
| 監査役      | 久保雅史 | 弁護士                                                                                                                                                                                                   |

- (注) 1. 取締役 鈴木正晃氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 上野英一、井上 純及び久保雅史の3氏は社外監査役であります。なお、当社は、監査役 井上 純及び久保雅史の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 上野英一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 平成25年4月1日付で、以下のとおり、一部取締役の担当及び重要な兼職の状況に異動がありました。
- ・前田一哉 執行役員 品質保証・開発購買担当
  - ・志村和秀 執行役員 企画部長 海外営業部長 艺卓显像技术(苏州)有限公司董事
5. 当社の社名変更に伴い、以下のとおり、一部子会社の社名を変更しております。

| 新 社 名              | 旧 社 名                        |
|--------------------|------------------------------|
| EIZOエムエス株式会社       | エイゾーナナオエムエス株式会社              |
| EIZOサポートネットワーク株式会社 | エイゾーサポートネットワーク株式会社           |
| EIZOエージェンシー株式会社    | ナナオエージェンシー株式会社               |
| EIZO Inc.          | Eizo Nanao Technologies Inc. |
| EIZO Nordic AB     | Eizo Nordic AB               |
| EIZO AG            | Eizo Nanao AG                |

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人員       | 支給額              |
|--------------------|------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(2名) | 197百万円<br>(6百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(4名) | 23百万円<br>(19百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の確定額金銭報酬限度額は、平成10年2月3日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、役員賞与は、平成24年6月21日開催の第45回定時株主総会において、業績連動報酬「事業年度ごとの連結当期純利益の3%以内(上限を200百万円とする。)」と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第34回定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に役員賞与として費用処理した以下のものも含まれております。  
取締役6名 47百万円(うち社外取締役 1名 1百万円)
5. 上記のほか、当事業年度に退任した監査役1名に対し、退職慰労金4百万円を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役 鈴木正晃

平成24年6月21日就任以降に開催された取締役会13回のすべてに出席し、経営者の観点から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。

b. 監査役 上野英一

当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会8回のすべてに出席し、主に金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づく質問、助言を行っております。

c. 監査役 井上 純

平成24年6月21日就任以降に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会5回のすべてに出席し、主に会社経営に関する経験及び知見に基づく質問、助言を行っております。

d. 監査役 久保雅史

当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会8回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から質問、助言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する額としております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

| 区 分                                 | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 43百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額及び英文財務諸表の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な海外子会社であるEIZO GmbH、EIZO Europe GmbH及び芝卓显像技术（苏州）有限公司の3社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの提携会計事務所の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任又は不再任の決定を行います。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において下記のとおり定めています。

##### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、グループ全役職員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、下記の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

- イ. コンプライアンス管理責任者の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、取締役及び使用人への教育、コンプライアンス意識の醸成、監査等を実施する。
- ハ. 「社内通報規程」に基づく社内通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

##### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
- ロ. 社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- ニ. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は証券取引所に提出した書類の写しその他重要文書

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統一的・一元的に管理する体制を構築する。

- イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク対策を決定する。
- ロ. リスクマネジメント最高責任者の下にリスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネジメントに

関する各種規程の運用によるカテゴリーごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。

ハ. 事業継続活動に関しては、リスクマネジメント委員会において事業継続計画（BCP）を策定し、リスク発生の際には迅速かつ的確に対応する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。

イ. 取締役会：定時取締役会は毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。

ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。

ハ. 経営会議：常勤取締役、執行役員及び常勤監査役を構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議、決定及び協議を効率的に行う。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理する。関係会社の業務遂行に関しては、「関係会社管理規程」及び「Approval Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、関係会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査を実施する場合、内部監査部門は、その監査が効率的に遂行されるよう協力する。必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会へ出席するほか、常勤監査役は経営会議等をはじめとする重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に随時説明を求めることができる。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分につきましては、今後の事業拡大のための設備や研究開発投資に必要な内部資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案の上、配当や自己株式取得等により株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うこととしており、株主への還元率（総還元性向）は、連結当期純利益の30%から40%を目標水準とし、それを達成すべく収益基盤の強化に努力してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき25円（前事業年度と同額）とさせていただきます。この結果、既に平成24年11月30日に実施済の中間配当金25円とあわせまして、年間配当金は1株につき50円（前事業年度実績の年間配当金1株につき50円と同額）とさせていただきます。

翌事業年度の配当金につきましては、上述のとおり会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うべく、平成26年3月期につきましても年間配当金は50円を予定しております。

内部留保資金につきましては、変化の激しい経済環境、技術革新に対応すべく、経営体質の強化や研究開発を中心に活用していきたいと考えております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

ただ、当社グループの経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

以上のことから、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付（以下「大規模買付行為」といいます。）に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであり、大規模買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考えます。

### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売しております。当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー（株主・地域・取引先・社員）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、金融市場、アミューズメント市場、医療市場、グラフィックス市場等の分野においてそれぞれの分野に適した製品を開発することで事業領域を拡大させてまいりました。今後もこれらの事業領域の成長に加え、当社の固有技術が発揮できる周辺事業を育成す

ることにより、一層の企業価値向上に努めてまいります。

また、当社は従来から株主の皆様への利益の還元が経営上の重要課題のひとつであると考えております。今後も事業拡大のための設備や研究開発投資に必要となる内部資金の確保、財務状況、将来の業績等を総合的に勘案の上、配当や自己株式取得等により株主還元を実施してまいります。

- ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.eizo.co.jp/ir/news/2010/DC10-006.pdf>）に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

- ④ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止し

ます。このように本対応方針は、上記①で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ. 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますため、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動等に際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置等、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上のことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額    | 科 目                  | 金 額    |
|------------------------|--------|----------------------|--------|
| <b>資 産 の 部</b>         |        | <b>負 債 の 部</b>       |        |
| <b>流 動 資 産</b>         | 52,032 | <b>流 動 負 債</b>       | 11,947 |
| 現金及び預金                 | 8,138  | 買掛金                  | 6,053  |
| 受取手形及び売掛金              | 12,310 | 未払法人税等               | 434    |
| 有価証券                   | 8,000  | 賞与引当金                | 1,088  |
| 商品及び製品                 | 6,592  | ソフトウェア受注損失引当金        | 57     |
| 仕掛品                    | 4,627  | 製品保証引当金              | 1,495  |
| 原材料及び貯蔵品               | 9,535  | その他                  | 2,818  |
| 繰延税金資産                 | 1,774  | <b>固 定 負 債</b>       | 5,988  |
| その他                    | 1,142  | 繰延税金負債               | 2,259  |
| 貸倒引当金                  | △89    | 退職給付引当金              | 2,159  |
| <b>固 定 資 産</b>         | 27,335 | 役員退職慰労引当金            | 101    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | 8,062  | リサイクル費用引当金           | 1,228  |
| 建物及び構築物                | 4,143  | その他                  | 240    |
| 機械装置及び運搬具              | 423    | <b>負 債 合 計</b>       | 17,936 |
| 土地                     | 2,946  | <b>純 資 産 の 部</b>     |        |
| その他                    | 548    | <b>株 主 資 本</b>       | 55,750 |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | 2,850  | 資本金                  | 4,425  |
| のれん                    | 856    | 資本剰余金                | 4,313  |
| その他                    | 1,993  | 利益剰余金                | 49,671 |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | 16,423 | 自己株式                 | △2,661 |
| 投資有価証券                 | 15,044 | その他の包括利益累計額          | 5,681  |
| 繰延税金資産                 | 296    | その他有価証券評価差額金         | 6,363  |
| その他                    | 1,081  | 繰延ヘッジ損益              | 8      |
| <b>資 産 合 計</b>         | 79,367 | 為替換算調整勘定             | △690   |
|                        |        | <b>純 資 産 合 計</b>     | 61,431 |
|                        |        | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | 79,367 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

（自 平成24年 4 月 1 日  
至 平成25年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

| 科 目                         | 金 額   |        |
|-----------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                       |       | 58,270 |
| 売 上 原 価                     |       | 40,927 |
| 売 上 総 利 益                   |       | 17,342 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |       | 15,286 |
| 営 業 利 益                     |       | 2,056  |
| 営 業 外 収 益                   |       |        |
| 受 取 利 息                     | 22    |        |
| 受 取 配 当 金                   | 223   |        |
| 為 替 差 益                     | 860   |        |
| そ の 他                       | 74    | 1,180  |
| 営 業 外 費 用                   |       |        |
| 売 上 割 引                     | 124   |        |
| そ の 他                       | 11    | 135    |
| 経 常 利 益                     |       | 3,101  |
| 特 別 損 失                     |       |        |
| 減 損 損 失                     | 180   |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 27    | 207    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |       | 2,893  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 1,069 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 225   | 1,295  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |       | 1,598  |
| 当 期 純 利 益                   |       | 1,598  |

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

|                           | 株 主 資 本 |       |        |        |        |
|---------------------------|---------|-------|--------|--------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高               | 4,425   | 4,313 | 49,139 | △2,660 | 55,218 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |        |        |        |
| 剰余金の配当                    |         |       | △1,066 |        | △1,066 |
| 当期純利益                     |         |       | 1,598  |        | 1,598  |
| 自己株式の取得                   |         |       |        | △0     | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |        |        |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －       | －     | 532    | △0     | 532    |
| 当連結会計年度期末残高               | 4,425   | 4,313 | 49,671 | △2,661 | 55,750 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |        |               | 純資産合計  |
|---------------------------|-----------------------|---------|--------|---------------|--------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | 繰延ヘッジ損益 | 為替調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 |        |
| 当連結会計年度期首残高               | 3,882                 | －       | △1,422 | 2,460         | 57,678 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |         |        |               |        |
| 剰余金の配当                    |                       |         |        |               | △1,066 |
| 当期純利益                     |                       |         |        |               | 1,598  |
| 自己株式の取得                   |                       |         |        |               | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 2,480                 | 8       | 731    | 3,220         | 3,220  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 2,480                 | 8       | 731    | 3,220         | 3,752  |
| 当連結会計年度期末残高               | 6,363                 | 8       | △690   | 5,681         | 61,431 |

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |               | <b>負 債 の 部</b>       |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>46,106</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>10,765</b> |
| 現金及び預金             | 4,672         | 買掛金                  | 5,936         |
| 受取手形               | 190           | 未払金                  | 2,634         |
| 売掛金                | 13,125        | 未払費用                 | 314           |
| 有価証券               | 8,000         | 未払法人税等               | 350           |
| 商品及び製品             | 1,772         | 前受金                  | 21            |
| 仕掛品                | 311           | 預り金                  | 59            |
| 原材料及び貯蔵品           | 7,997         | 賞与引当金                | 650           |
| 前払費用               | 241           | 製品保証引当金              | 791           |
| 繰延税金資産             | 1,402         | その他の                 | 5             |
| 関係会社短期貸付金          | 7,946         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>4,966</b>  |
| その他の               | 492           | 繰延税金負債               | 2,245         |
| 貸倒引当金              | △46           | 退職給付引当金              | 1,342         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>30,336</b> | 役員退職慰労引当金            | 101           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>5,541</b>  | リサイクル費用引当金           | 1,228         |
| 建物                 | 3,271         | その他の                 | 48            |
| 構築物                | 74            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>15,731</b> |
| 機械及び装置             | 43            | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 車両運搬具              | 7             | <b>株 主 資 本</b>       | <b>54,364</b> |
| 工具、器具及び備品          | 175           | 資 本 金                | 4,425         |
| 土地                 | 1,963         | 資 本 剰 余 金            | 4,313         |
| 建設仮勘定              | 5             | 資 本 準 備 金            | 4,313         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>630</b>    | その他資本剰余金             | 0             |
| 意匠権                | 0             | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>48,286</b> |
| ソフトウェア             | 628           | 利 益 準 備 金            | 228           |
| その他                | 1             | その他利益剰余金             | 48,057        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>24,164</b> | 別 途 積 立 金            | 46,000        |
| 投資有価証券             | 15,014        | 繰越利益剰余金              | 2,057         |
| 関係会社株式             | 2,362         | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△2,661</b> |
| 関係会社出資金            | 3,728         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | 6,346         |
| 従業員長期貸付金           | 0             | その他有価証券評価差額金         | 6,338         |
| 関係会社長期貸付金          | 2,152         | 繰延ヘッジ損益              | 8             |
| 長期前払費用             | 10            | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>60,710</b> |
| その他の               | 896           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>76,442</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>76,442</b> |                      |               |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（自 平成24年 4 月 1 日  
至 平成25年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 46,463 |
| 売 上 原 価                 |       | 34,948 |
| 売 上 総 利 益               |       | 11,515 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 8,751  |
| 営 業 利 益                 |       | 2,764  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 96    |        |
| 有 価 証 券 利 息             | 14    |        |
| 受 取 配 当 金               | 900   |        |
| 為 替 差 益                 | 789   |        |
| 受 取 賃 貸 料               | 81    |        |
| そ の 他                   | 75    | 1,956  |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 11    |        |
| 賃 貸 収 入 原 価             | 35    |        |
| 売 上 割 引                 | 123   |        |
| そ の 他                   | 1     | 171    |
| 経 常 利 益                 |       | 4,548  |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 減 損 損 失                 | 180   |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 27    |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損     | 2,150 | 2,358  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 2,190  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,007 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 228   | 1,236  |
| 当 期 純 利 益               |       | 954    |

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                       |             |       |             |                  |         |           |                                 |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------------------|-------------|-------|-------------|------------------|---------|-----------|---------------------------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                       | 利 益 剰 余 金   |       |             |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |                                 |
|                             |         | 資本準備金     | そ<br>の<br>余<br>剰<br>金 | 他<br>本<br>金 | 利益準備金 | その他利益剰余金    |                  |         |           |                                 |
|                             |         |           |                       |             |       | 特別償却<br>準備金 | 別<br>積<br>立<br>金 |         |           | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |
| 当 期 首 残 高                   | 4,425   | 4,313     | 0                     | 228         | 2     | 44,500      | 3,667            | △2,660  | 54,476    |                                 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |         |           |                       |             |       |             |                  |         |           |                                 |
| 特別償却準備金の取崩                  |         |           |                       |             | △2    |             | 2                |         | －         |                                 |
| 別途積立金の積立                    |         |           |                       |             |       | 1,500       | △1,500           |         | －         |                                 |
| 剰余金の配当                      |         |           |                       |             |       |             | △1,066           |         | △1,066    |                                 |
| 当期純利益                       |         |           |                       |             |       |             | 954              |         | 954       |                                 |
| 自己株式の取得                     |         |           |                       |             |       |             |                  | △0      | △0        |                                 |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |         |           |                       |             |       |             |                  |         |           |                                 |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －         | －                     | －           | △2    | 1,500       | △1,609           | △0      | △112      |                                 |
| 当 期 末 残 高                   | 4,425   | 4,313     | 0                     | 228         | －     | 46,000      | 2,057            | △2,661  | 54,364    |                                 |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |               | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|----------------------------|---------------|-----------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 3,861                      | －             | 58,338    |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |                            |               |           |
| 特別償却準備金の取崩                  |                            |               | －         |
| 別途積立金の積立                    |                            |               | －         |
| 剰余金の配当                      |                            |               | △1,066    |
| 当期純利益                       |                            |               | 954       |
| 自己株式の取得                     |                            |               | △0        |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | 2,476                      | 8             | 2,484     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 2,476                      | 8             | 2,372     |
| 当 期 末 残 高                   | 6,338                      | 8             | 60,710    |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

EIZO株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 上 坂 健 司 (印) |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 加 藤 博 久 (印) |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 高 村 藤 貴 (印) |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、EIZO株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

EIZO株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 上 坂 健 司 (印) |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 加 藤 博 久 (印) |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 高 村 藤 貴 (印) |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EIZO株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月21日

|                          |     |         |   |
|--------------------------|-----|---------|---|
| E I Z O 株 式 会 社          |     | 監 査 役 会 |   |
| 常 勤 監 査 役<br>(社 外 監 査 役) | 上 野 | 英 一     | ⓐ |
| 監 査 役                    | 谷 保 | 修 二     | ⓐ |
| 監 査 役<br>(社 外 監 査 役)     | 井 上 | 純       | ⓐ |
| 監 査 役<br>(社 外 監 査 役)     | 久 保 | 雅 史     | ⓐ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | じつ もり よし たか<br>実 盛 祥 隆<br>(昭和19年4月16日) | 平成6年5月 当社常務取締役<br>平成7年6月 当社代表取締役専務<br>平成9年6月 当社代表取締役副社長<br>平成13年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>EIZOエムエス株式会社代表取締役社長<br>アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社代表取締役社長<br>EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長<br>EIZO Inc. Director, Chairman<br>EIZO Nordic AB Director<br>EIZO AG Präsident<br>EIZO Europe GmbH President & CEO | 139,400株   |
| 2     | た なべ つとむ<br>田 邊 農<br>(昭和19年12月12日)     | 平成9年12月 当社専務取締役<br>平成13年6月 当社代表取締役専務<br>平成16年6月 当社代表取締役副社長<br>平成20年8月 当社代表取締役副社長、最高財務責任者（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>EIZOエンジニアリング株式会社代表取締役社長<br>EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長<br>EIZO Inc. Director                                                                                                                   | 62,600株    |
| 3     | お の まさ き<br>小 野 正 貴<br>(昭和33年11月15日)   | 平成2年3月 当社入社<br>平成14年10月 当社映像技術開発部長<br>平成16年6月 当社執行役員、映像技術開発部長<br>平成17年6月 当社取締役、執行役員、システム商品インテグレーション担当、情報メディアシステム開発部長<br>平成22年1月 当社取締役、常務執行役員、アミューズメント事業担当（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社常務取締役                                                                                              | 5,400株     |
| 4     | むら い ゆう いち<br>村 井 雄 一<br>(昭和31年8月25日)  | 昭和54年3月 当社入社<br>平成13年4月 当社人事部長<br>平成18年4月 当社執行役員、人事部長<br>平成19年6月 当社取締役、執行役員、人事部長<br>平成23年7月 当社取締役、執行役員、総務・人事担当、総務部長<br>平成23年10月 当社取締役、常務執行役員、総務・人事担当、総務部長<br>平成24年10月 当社取締役、常務執行役員、総務部長兼人事部長（現任）                                                                                                        | 6,968株     |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | しむら かず ひで<br>志村和秀<br>(昭和36年9月16日) | <p>昭和60年3月 当社入社</p> <p>平成16年10月 当社企画部長</p> <p>平成18年4月 当社執行役員、企画部長兼海外営業部長</p> <p>平成21年6月 当社取締役、執行役員、企画部長兼産業モニター事業推進部長兼EIZOダイレクト販売部長</p> <p>平成22年7月 当社取締役、執行役員、企画部長兼産業モニター事業推進部長兼メディカル事業グローバル推進部長</p> <p>平成24年1月 当社取締役、執行役員、企画部長兼海外営業部長兼産業モニター事業推進部長</p> <p>平成25年4月 当社取締役、執行役員、企画部長兼海外営業部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>           艺卓图像技术(苏州)有限公司董事</p>           | 7,666株         |
| 6         | すずき まさあき<br>鈴木正晃<br>(昭和22年5月21日)  | <p>昭和46年4月 株式会社日本勧業銀行(昭和46年10月株式会社第一勧業銀行、現株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行</p> <p>平成11年6月 株式会社第一勧業銀行取締役、営業七部長</p> <p>平成13年5月 同行常務執行役員</p> <p>平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員</p> <p>平成15年3月 株式会社みずほ銀行常務執行役員</p> <p>平成16年11月 日本土地建物株式会社専務執行役員</p> <p>平成17年6月 北越製紙株式会社常務取締役</p> <p>平成21年6月 北越パッケージ株式会社代表取締役社長</p> <p>平成23年6月 日本土地建物株式会社顧問(現任)</p> <p>平成24年6月 当社取締役(現任)</p> | 0株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴木正晃氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鈴木正晃氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、専門的見地から社外取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、候補者としております。
4. 鈴木正晃氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会の終結時をもって1年となります。
5. 当社は、鈴木正晃氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分発揮できるように、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、社外取締役候補者である鈴木正晃氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する額としております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 上野英一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| うえ の えい いち<br>上野英一<br>(昭和28年7月21日) | 昭和51年4月 株式会社北陸銀行入行<br>平成16年6月 同行石川地区事業部副本部長兼金沢支店長<br>平成18年6月 同行福井地区事業部副本部長兼福井支店長<br>平成20年6月 同行常任監査役<br>平成21年6月 当社常勤監査役(現任) | 700株       |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上野英一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 上野英一氏は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外監査役として当社監査を確実に実施していただくにふさわしい人物であり、候補者としております。
4. 上野英一氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本株主総会の終結時をもって4年となります。
5. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、社外監査役候補者である上野英一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する額といたします。

### 第3号議案 当社株式の大量取得行為への対応方針承認の件

当社は、平成22年6月24日開催の当社第43回定時株主総会において株主の皆様から承認を受け、同日から発効（有効期限は、平成25年6月30日までに開催される当社第46回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時まで。）しております「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）につきまして、その後の関係法令の改正や社会・経済情勢の変化等も勘案しつつ、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、現対応方針の内容について継続的に検討を進めてまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成25年5月8日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針と実質的に同一の内容で、当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決定いたしました。

本対応方針は、当社企業価値及び株主全体の利益の保護の観点から取りまとめたものであり、「大規模買付行為の是非は、株主の皆様判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株券等の大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠などの十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請することにより、株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするために「大規模買付ルール」を定めたものであります。したがって、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様判断の機会を奪うものではありません。本対応方針の具体的内容は、添付1（38頁～50頁）をご参照ください。

なお、平成25年3月31日現在における当社の大株主の状況は、添付2のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けておりません。

本対応方針につきまして、当社監査役4名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針の継続に当たっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続のご承認をお願いするものであります。

本議案が、本株主総会に出席した株主の皆様議決権の過半数の賛成をもって承認された場合、本対応方針は引続き継続され、有効期限は本株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

## 当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 （「会社支配に関する基本方針」）

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

ところで、製造業を営む当社グループにとっては、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

### II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記IIIに記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー（株主・地域・取引先・社員）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。この基本方針のもと、昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。

コンピュータ用モニターについては、これまで医療、グラフィックス、金融機関等の特定市場でのビジネス用途やプロユース向け製品を中心に製品開発を行い、高品位・高品質のモニターとして高い評価を得てまいりました。今後とも、これまでモニターの開発で長年にわたり培ってきた技術力、開発力を活かし、各市場のニーズに適したモニターの開発を進め、製品の裾野を広げつつ、事業領域の拡大に注力するとともに、当社グループの総合力を活かしたサービス体制の充実やソリューション提案を行い、顧客満足を得られるように努めてまいります。

また、開発・生産機能を持つ在外グループ会社との間で、商品の共同開発、デバイスの共同購入、生産の効率化等のシナジーを活かした事業経営を進めてまいります。そして、海外販売拠点との連携を密にしながら、グローバルな総合力を活かして市場のニーズに応え、製品ラインナップの充実及び製品シェアの拡大に努めてまいります。

アミューズメント用モニターについては、市場環境や競争は厳しくなっており、顧客ニーズを満たす製品の企画力及びソフトウェアを短期間で制作する能力が求められています。当社グループとしましては、ハードウェアの機能進化を追求しつつ、ソフトウェアの技術力及び開発力の強化を図り対処してまいります。特にソフトウェア開発につきましては、企画力を強化するとともに、開発プロセスの効率化、開発スピードの向上及び品質管理の強化を推進してまいります。

このように、今後とも当社の持つコア技術を強化するとともに、既存事業を強化することにより新しい事業を創出してまいります。また、既存事業と強いシナジーを発揮できる事業の創出を図るため、必要に応じM&Aも検討いたします。

上記取組みは、当社グループの価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

### Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に基づき大規模買付ルールを設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとし、これらを取りまとめて当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）として以下のとおり定めます。

#### 1. 本対応方針の目的

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされた場合に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、上記Ⅱで述べましたような事業を遂行している当社グループの経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる企業価値ひいては株主価値を適正に判断することはできません。そこで、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、ステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、本対応方針は、大規模買付行為がなされたときに、当社株主の皆様が大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要かつ十分な情報が大規模買付者から事前に提供されることを確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案の提示の機会を確保することにより、当社株主の皆様が、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案を検討の上最終的な応否を適切に決定することを可能にし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としています。

また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものとなっております。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの判断に当たり、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名とし、当社取締役会が、社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等を対象として選任するものとします。なお、平成25年5月8日時点での独立委員会委員の氏名及び略歴は、別紙1のとおりです。

取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否か決定するときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会は、当社の費用で、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得たり、当社の取締役、監査役、社員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて当社取締役会に対し勧告を行います。

### 3. 本対応方針の内容

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下の大規模買付ルールに従っていただくこととします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

#### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

#### (2) 情報の提供

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付け等の対価の価額、買付け等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

- ⑤ 当社及び当社グループの顧客・取引先・社員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会は速やかにその旨を開示いたします。

### (3) 取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。具体的な期間の設定は、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同

- じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、例えば次に掲げられる行為等が意図されており、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合については、当社取締役会は当社株主の皆様を守るために適切と考える方策をとることがあります。

- ① 株式を買占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高価で株式を売り抜ける行為
- ⑤ 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う行為

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえた上で例外的に対抗措置をとることの適否について独立委員会に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会が諮問するかかる例外的な対抗措置の具体的内容については後記（２）をご参照ください。

対抗措置の発動又は不発動には当社取締役会の決定事項となりますが、上記のとおり取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けています。また、上記取締役会の決定に際しては、当社監査役会の賛同を得た上で決定することとし、取締役会の判断の公正さを担保します。

## （２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否か並びに対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会決議をもって決定することといたします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙２に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

## （３）対抗措置発動の停止等について

上記Ⅲ ４．（１）に記載の例外的措置をとること、又は上記Ⅲ ４．（２）に記載のとおりに対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会は独立委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置の中止又は発動の停止を行うことがあります。なお、具体的

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、対抗措置の中止又は発動の停止は、新株予約権の行使期間開始日の前日までに限り行います。

当社取締役会はこのような対抗措置の中止、発動の停止を行う場合は速やかにお知らせいたします。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、本大規模買付ルールの発効・継続時においては、対抗措置が発動されない限り新株予約権の無償割当てやその他の具体的な措置が講じられることはありませんので、株主・投資家の皆様の法的権利又は経済的側面において直接的かつ具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

上記Ⅲ 4. (1)に記載の例外的措置をとることを決定した場合、又は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の対象となる大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社が当社株式の交付と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付した新株予約権が発行された場合、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定したときには、行使に際して払込むべき金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様は株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせい

たします。

なお、当社は、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後であっても、上記Ⅲ 4. (3)に記載の手続きに従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日までの間においては新株予約権の割当てを中止し、新株予約権の割当て後においては、新株予約権の行使期間開始日の前日までに当該新株予約権を無償取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、平成25年6月21日開催予定の当社第46回本定時株主総会における株主の皆様への承認を停止条件として、同承認があった日から発効することとし、有効期限は本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中に、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。かかる場合には、その廃止の事実又は変更内容を速やかにお知らせいたします。

また、前述のとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## IV. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

### (1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目

的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記 I で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

**(2) 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと**

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

**(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと**

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動などに際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置など、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上から、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

以 上

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

鈴木 正晃（すずき まさあき）

昭和22年5月21日生まれ

昭和46年4月

株式会社日本勧業銀行（昭和46年10月株式会社第一勧業銀行、現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行

平成11年6月

株式会社第一勧業銀行取締役、営業七部長

平成13年5月

同行常務執行役員

平成14年4月

株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員

平成15年3月

株式会社みずほ銀行常務執行役員

平成16年11月

日本土地建物株式会社専務執行役員

平成17年6月

北越製紙株式会社常務取締役

平成21年6月

北越パッケージ株式会社代表取締役社長

平成23年6月

日本土地建物株式会社顧問（現任）

平成24年6月

当社取締役（現任）

上野 英一（うえの えいいち）

昭和28年7月21日生まれ

昭和51年4月

株式会社北陸銀行入行

平成16年6月

同行石川地区事業部副本部長兼金沢支店長

平成18年6月

同行福井地区事業部副本部長兼福井支店長

平成20年6月

同行常任監査役

平成21年6月

当社常勤監査役（現任）

久保 雅史（くぼ まさふみ）

昭和15年4月23日生まれ

昭和52年4月

弁護士登録（現任）

平成7年6月

当社監査役（現任）

※ 鈴木正晃氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役の要件を満たす社外取締役です。

※ 上野英一及び久保雅史の両氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役の要件を満たす社外監査役です。

以上

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権の割当ての方法

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に  
対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を  
除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割  
当てて。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目  
的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から発行済  
株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）総数を控除した数を上限とす  
る。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」とい  
う。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又  
は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

1回の割当てにおける新株予約権の総数は、当社取締役会が定める基準日  
終了時点での発行済株式総数（当社の有する当社普通株式の数を控除する。）  
と同数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行う  
ことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役  
会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会  
の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件、取得条項

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予  
約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でない  
こと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、  
当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使  
することができない。（これらの行使条件を以下「本行使条件」という。）  
詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

取得条項については、本行使条件のため新株予約権の行使が認められない  
者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権  
1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めること

がある。また、本行使条件により新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日とし、1か月間から3か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。新株予約権の割当てがその効力を生ずる日その他の事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(第3号議案の添付2)

当社の大株主の状況

平成25年3月31日現在の当社大株主の状況は以下のとおりです。

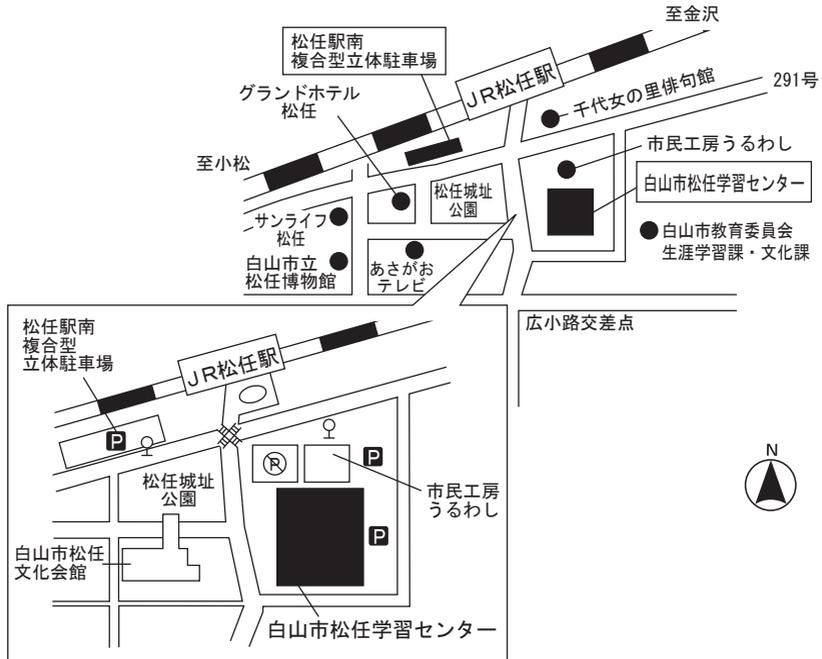
| 株 主 名                                                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------|---------|---------|
| い ち ご と ラ ス ト                                         | 2,083千株 | 9.77%   |
| 村 田 ヒ ロ シ                                             | 681     | 3.20    |
| 村 田 直 樹                                               | 675     | 3.17    |
| 野村信託銀行株式会社<br>(信託口2052122)                            | 675     | 3.17    |
| 高 嶋 哲                                                 | 672     | 3.16    |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行                                       | 664     | 3.12    |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)<br>SUB A/C AMERICAN CLIENTS | 656     | 3.08    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行                                       | 594     | 2.79    |
| 株式会社ヒロアキコーポレーション                                      | 567     | 2.66    |
| 株式会社ハツキコーポレーション                                       | 567     | 2.66    |

- 注：1. 持株比率は自己株式(1,410,166株)を控除して計算しております。  
2. 上記大株主のうち、創業家及び創業家に関する株主は、村田ヒロシ、村田直樹、高嶋 哲、株式会社ヒロアキコーポレーション、株式会社ハツキコーポレーションです。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 石川県白山市古城町1番地  
白山市松任学習センター1階 コンサートホール  
電話番号 (076) 274-5411



## <交通のご案内>

- ① 電車をご利用の方  
JR西日本「松任駅」下車（南口側）徒歩3分
- ② バスをご利用の方  
北鉄バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。  
「松任」停留所から徒歩2分

## <お願い>

当日は駐車場の混雑が予想されますので、上記の公共交通手段をご利用いただくことをお勧め申し上げます。  
当センターの駐車場の台数には限りがありますので、車でご来場の場合は、なるべく松任駅南複合型立体駐車場をご利用いただきますようお願い申し上げます。その際は駐車券を株主総会会場までお持ちください。